

岐阜県公報

第二千五百十六号
平成二十一年六月十六日
(火曜日)

目次

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(健康福祉政策課) 四一〇

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 四二二

道路の区域変更

(道路維持課) 四二四

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地計画課) 四二四

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(同) 四二五

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 四二五

土地改良区清算人の就任

(中濃農林事務所) 四二八

正 誤

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(法務・情報公開課) 四二八

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一第二号(中)「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改め、同表第三号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季節	世帯の区分	金額	備考
夏季(四月から九月まで)	一人世帯	一七五 円	五人を超える世帯
	二人世帯	三三六 円	
	三人世帯	三三三〇円	
	四人世帯	三九六〇円	
	五人世帯	五〇五〇円	
冬季(十月)	五人を超える世帯	五〇、五〇〇円	五人を超える世帯
	五人を超える世帯	七七、〇〇〇円	

月から三月まで)	二五〇〇〇円	三〇五〇〇円	三六〇〇〇円	四一五〇〇円	四七〇〇〇円	五人を増すこと に一〇、五〇〇円を加算した額
----------	--------	--------	--------	--------	--------	---------------------------

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季節	世帯の区分	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える世帯
夏季(四月から九月まで)		五七〇〇円	七〇〇〇円	八三〇〇円	九六〇〇円	一〇九〇〇円	一七、七〇〇円に五人を超え一人増すこと に二、四〇〇円を加算した額
冬季(十月から三月まで)		九二〇〇円	一一二〇〇円	一三二〇〇円	一五二〇〇円	一七二〇〇円	二五、八〇〇円に五人を超え一人増すこと に三、三〇〇円を加算した額

別表第一六第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「できない者」の下に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同表六第二号中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

別表第二令第十条第一号から第四号までに規定する者の項中「給与条例第四条第一項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級にあるものを」を「県の職員が公務のために」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

告示

岐阜県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字井上二八九八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第三百八十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古田 肇

恵那市上矢作町字上貝戸七〇五の二、七〇七の二から七〇七の三まで、七二二の二、七二二の三、七二二の四、七二二の五、七二二の六、七二二の七、七二二の八まで、字万場七二五、七二五の五〇

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市佐野字下屋敷一三三の三、字中屋敷一五六・一五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

岐阜県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字小坂奥長二二八・二二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小坂奥一六九七の二、一六九七の三、一六九八の二（次の図に示す部分に限る。）、

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年六月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	北 真 野 正 方 線	本 県 市 政 田 字 北 浦 二 六 八 一 番 一 地 先 か ら 同 市 同 字 同 一 二 四 三 〇 番 地 先 ま で	前	三・四 二六・五	一七・二	
			後	六・二 二九・〇	一七・二	

岐阜県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年六月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	北 真 野 正 方 線	本 県 市 政 田 字 北 浦 二 六 八 一 番 一 地 先 か ら 同 市 同 字 同 一 二 四 三 〇 番 地 先 ま で	前	三・四 二六・五	一七・二	
			後	六・二 二九・〇	一七・二	

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
多 芸 地 区	養 老 町 役 場	平 成 二 一 年 六 月 一 七 日 至 同 年 六 月 二 四 日 まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
多 芸 地 区	養 老 町 役 場	平 成 二 一 年 六 月 一 七 日 至 同 年 六 月 二 四 日 まで

新堀川地区

大垣市役所前掲示場

平成二一・七六・一六から
一四まで

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、関市営土地改良事業田口地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年六月十六日から

同 年七月十四日まで

二 縦覧場所

関市板取事務所前掲示場

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 桑原輪中 平成 理事 白木 義春 羽島市江吉良町 四六七番地一

土地改良区 桑原輪中 三・二四 同 森 健市 同 竹鼻町 二六二番地二

同	田中敏郎	羽島市福寿町間島九丁目七〇番地二
同	名倉政浪	本郷 一一九〇番地
同	浅野泰徳	平方 一四一八番地
同	横山英勝	浅平 四丁目五番地
同	田中廣太郎	羽島市江吉良町 一四〇四番地
同	春日井文彦	同上町長間 八九九番地
同	平松武男	羽島市上中町一色 一二三番地
同	服部一男	中 二九五番地二
同	岡田榮八郎	沖 一六三一番地
同	岩田照久	午北 二九五番地
同	加藤寛幸	羽島市堀津町須賀西 四七番地
同	橋本修	同 六六八番地
同	浅野勉	同 四一四番地
同	北川隆	羽島市下中町加賀野井 六九五番地
同	水谷忠一	同 城屋敷 四九六番地
同	渡邊信夫	同 市之枝二丁目二五番地
同	近藤文男	同 石田 二七三番地
同	渡邊好	羽島市桑原町八神 一七八八番地
同	田中三郎	同 四一九九番地
同	佐藤庄一	羽島市桑原町東方 三四一番地
同	森川貞秋	同 大須 四丁目七番地
同	久米春義	同 前野 九九一番地
同	宮田菊男	同 西小藪二丁目三三六番地
同	白木宏平	羽島市江吉良町 五六五番地
同	田之内清光	同上町午北 三四番地
同	浅野貢	同 下中町市之枝二丁目一八番地

就任した役員	土地改良区名	桑原輪中 土地改良区	平成 三・三三	年月日	役名	氏名	住居	所
同	黒田宗夫	桑原町平太	一丁目二〇番地		理事	白木義春	羽島市江吉良町	四六七番地一
同	馬場正	竹鼻町	二八二番地四		理事	渡邊金作	羽島市福寿町間島二丁目一〇番地	
同	番幸一	本郷	六一八番地		理事	浅野豊	平方一〇丁目九〇番地	
同	横山徹	浅平	四丁目一三番地		理事	田中廣太郎	羽島市江吉良町	一四〇四番地
同	不破松治	上中町長間	二三五六番地一		理事	山田隆博	一色	九四一番地
同	山田洋介	中	二〇一番地		理事	近藤秀弘	沖	一四八四番地
同	岩田要藏	午北	六三三番地		理事	不破英明	羽島市堀津町前谷	四番地
同	橋本不雄		一三五一番地		理事	小川庄吉		三一六番地
同	北川隆	羽島市中町加賀野井	六九五番地		理事	水谷忠一	城屋敷	四九六番地
同	渡邊信夫	市之枝二丁目二五番地			理事	近藤文男	石田	二七三番地
同	田中保	羽島市桑原町八神	五〇一八番地		理事	榎橋芳秀	東方	二七三番地
同	森川貞秋	大須	四丁目七番地		理事	吉村信廣	午南	三八番地

就任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
同	岡田清英	前野	五二番地			
同	伊藤高信	小藪	一一三番地一			
同	安藤末男	羽島市舟橋町宮北	四丁目一一番地			
同	鈴木壽昭	上中町長間	一五六六番地			
同	浅野貢	下中町市之枝	二丁目一八番地			
同	黒田宗夫	桑原町平太	二丁目二〇番地			

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市合渡南土地改良区	平成三・三六	理事	森孝夫	岐阜市河渡	一丁目二四番地一
		理事	江崎正克		三丁目一三番地
		理事	稲葉繁雄		一五〇三番地二
		理事	島川敏行		三丁目七八番地
		理事	青木貞頼		一五六〇番地一
		理事	藤橋誠司	瑞穂市生津滝坪町	二丁目七八番地
		理事	白木芳郎	岐阜市河渡	五丁目一四一番地二
		理事	勝村和夫	瑞穂市馬場前畑町	二丁目三九番地

岐阜市合
渡南土地
改良区
平成
三・三・七

理事 森 孝夫 岐阜市河渡 一丁目二四番地一
同 江崎 正克 同 三丁目一三番地
同 稲葉 繁雄 同 一五〇三番地二
同 島川 敏行 同 三丁目七八番地
同 森田 正久 同 一五六一番地
同 藤橋 正勝 瑞穂市生津滝坪町 二丁目三番地
監事 白木 曉 岐阜市寺田 六丁目四五番地一
同 堤 和義 瑞穂市馬場前畑町二丁目二五番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区
岐阜市岩
井土地改
良区
平成
三・三・三

理事 佐藤 義雄 岐阜市岩井 三丁目九番三九号
同 鷺見 環 同 三丁目一八番三二号
同 佐藤 三郎 同 三丁目四番一五号
同 佐藤 雅司 同 二丁目三番二二号
同 鷺見 征三 同 三丁目五番一五号
同 佐藤 健夫 同 三丁目四番一一号
監事 佐藤 宗雄 同 二丁目四番一九号
同 鷺見 晃 同 三丁目二〇番二二号

就任した役員

土地改良区
岐阜市岩
井土地改
良区
平成
三・四・一

理事 佐藤 義雄 岐阜市岩井 三丁目九番三九号
同 鷺見 環 同 三丁目一八番三二号
同 佐藤 三郎 同 三丁目四番一五号
同 佐藤 雅司 同 二丁目三番二二号
同 鷺見 征三 同 三丁目五番一五号
同 佐藤 健夫 同 三丁目四番一一号
監事 佐藤 宗雄 同 二丁目四番一九号
同 佐藤 登志夫 同 三丁目三番二二号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区
岐阜市城
田寺土地
改良区
平成
三・三・三

理事 河田 邦夫 岐阜市城田寺 五三番地一
同 河田 秀徳 同 三三五九番地四
同 土田 信弘 岐阜市上城田寺中 三三番地一
同 小牧 定 同 城田寺 九四九番地一
同 今下 進 同 九五二番地二
同 渡邊 益男 岐阜市上城田寺中 三六番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

土地改良区清算人の就任

土地改良区	就任した役員	役名	氏名	住所	所在地
岐阜市城田寺	理事	河田邦夫	岐阜市城田寺	五三番地一	七五番地
同	同	河田秀徳	同	三三九番地四	一三三番地
同	同	河田均	同	七五番地	二三九番地
同	同	河田秀之	同	二六七番地	一三〇番地
同	同	棚橋清美	同	二九番地一	一三〇番地
同	同	土田剛	同	一三三番地	一三〇番地
同	同	渡邊敏康	同	三〇五番地	一三〇番地
同	同	渡邊益男	岐阜市上城田寺中	三六番地	一三〇番地
同	同	小牧定	岐阜市城田寺	九四九番地一	一三〇番地
同	同	今下進	同	九五二番地二	一三〇番地
同	同	土田治道	同	六二三番地一	一三〇番地
同	同	脇原利行	同	五九九番地	一三〇番地

平成二十一年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

就任した清算人

土地改良区	就任した清算人	役名	氏名	住所	所在地
洞戸村片赤祖父土地改良区	清算人	古田友三	岐阜市若宮町	九丁目一〇番地	
同	同	船渡邦男	関市洞戸片	一三五番地	
同	同	正治秋義	同	三四〇番地	
同	同	正治光	同	二五五番地	
同	同	武藤正義	関市洞戸市場	六五九番地	
同	同	武藤正男	同	六八五番地	
同	同	船渡敬二	同	六七二番地一	
同	同	武藤勝美	同	六八八番地	
同	同	藤田春三	山県市柿野	六二九番地	
同	同	藤田辰雄	同	六二二番地	
同	同	長屋弘	同	一〇四七番地	

正誤 (校正誤り)

平成二十一年三月六日第二千二十九号 保安林に指定する予定である旨の通知(岐阜県告示第百四十一号)一五〇頁下段前から一行目中「白川町」は「東白川村」の、同段前から十三行目中「白川町役場」は「東白川村役場」の誤り。

平成二十一年六月十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社